

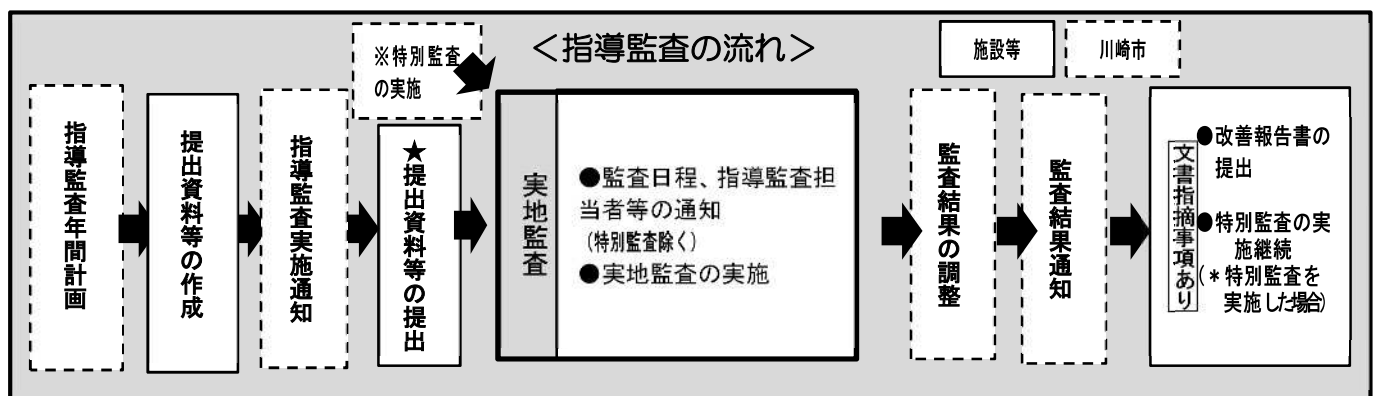
# 令和5年度 小規模保育事業A・B型及び事業所内保育事業指導監査について

## 1 指導監査の実施概要

児童福祉施設(小規模保育事業A・B型及び事業所内保育事業)の指導監査の実施方法については、市ホームページに掲載してある「児童福祉関係の指導監査 指導監査の実施方法」のとおり、全施設の監査を实地にて行うことを基本としています。

## 2 指導監査の流れ

年間指導監査実施計画に基づき 監査の実施日程及び指導監査担当者、監査に関する資料等の提出期限等について、監査実施の概ね1ヶ月前に対象となる施設等あて通知します。監査に関する資料等を作成のうえ本市あて提出していただき、实地監査を実施し、後日監査結果について通知します。



※特別監査：施設等の運営に重大な問題がある等の場合、一般指導監査によっても改善が見られない場合、正当な理由なく一般指導監査を拒否した場合に、事前の通知なく監査を実施します。

## 3 提出書類について

### (1) 事前提出資料

市HPからダウンロードしてください。

市HPアドレス <http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000054484.html>

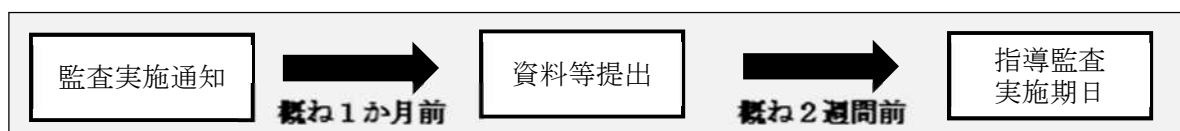
上記アドレスのページ「児童福祉施設関係の指導監査」の画面下の方に「提出資料一覧」がありますので、☆「令和5年度家庭的保育事業等(小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、事業所内保育事業)指導監査等提出資料」を選びダウンロードして、必要事項を入力してください。

### (2) 別添提出資料

上記、市HPにある提出資料に記載されている「【別紙1】提出資料一覧」のタブを見て、提出資料と共に監査担当までお送りください。

### (3) 資料提出方法

原則、エクセルやPDFファイル等による電子データを、電子メールで送付いただきます。詳細は実施通知に記載しています。



#### 4 監査当日の流れ

監査は、半日（午前または午後）の時間で実施します。標準的な実地監査の流れは次のとおりです。

##### 【当日の流れの目安】

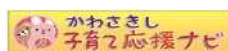
標準時刻		実施項目	備考
半日監査 <b>午前</b>	9:00~12:00	1. 監査の流れ等説明 2. 施設見学 3. 書類確認	※調理設備がある施設等の場合は、時間を調整のうえ、調理室を見学します。 ※項目の順序は監査の時間帯(午前・午後)により前後することがあります。 ※監査の進行により終了時間が変更になることがあります。
半日監査 <b>午後</b>	14:00~17:00	4. ヒアリング 5. 監査講評 6. 監査終了	

#### 5 監査・社会福祉法人等に関する情報

本市では、指導監査に関する基準・その他情報、社会福祉法人関係の手続きなど、次のHPにおいて掲載しておりますので、適宜御参照ください。

HPアドレス <http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

※市HPトップページから



をクリックしていただき、

「こどもの計画・監査・社会福祉法人」→「監査・社会福祉法人」からでも御覧いただけます。

(川崎市子ども未来局総務部監査担当)

Tel 044(200)3793

Fax 044(200)3190

Mail 45kansa@city.kawasaki.jp